

## 市 税 P R 委 員 会 運 営 要 綱

### (設 置)

第1条 市税全般に係るPR事業の実施に関し、具体的な事案を検討及び作成するため、税務部内に市税PR委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組 織)

第2条 委員会は、委員及び臨時委員をもって組織する。

- 1 委員は、税務部内各課の所属長（以下「所属長」という。）が指名した者（各課1名以上）とする。
- 2 臨時委員は、委員会の決定により、必要があると認める都度、所属長が指名した者とする。

(平成26年3月10日・平成27年4月1日・平成28年4月1日・一部改正)

### (幹 事)

第3条 幹事は、委員の互選とする。ただし、任期は1年とし、再任を妨げない。

### (委 員)

第4条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、異動などで委員に欠員が生じた場合には、所属長が後任を指名し、補充することとする。

(平成26年3月10日・平成28年4月1日・一部改正)

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、次条に掲げる職務を協議するために、幹事が招集し、かつ、会議の議長は幹事とする。

- 2 会議に出席するのは委員とする。
- 3 委員会は必要があると認めるときは、臨時委員及び関係者から説明を聴くほか、資料の提出やその他必要な協力を求めることができる

(平成26年3月10日・平成27年4月1日・一部改正)

(職 務)

第6条 委員会は、次の職務を行うこととする。

- 一 特集号の発行に関する原案の検討及び作成
- 二 広報紙へのシリーズ記事の原案の検討及び作成
- 三 市税ハンドブックの作成に関すること
- 四 2課以上にわたる市税の広報活動に関する原案の検討及び作成
- 五 各課市税のPR事業に係る予算の積算
- 六 児童・生徒への租税教育の推進
- 七 その他市税のPRに関すること

(平成23年12月15日・平成25年12月10日・一部改正)

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、主管課の委員において処理する。

(平成26年3月10日・平成27年4月1日・一部改正)

(意見聴取)

第8条 委員会は会議で協議が調わない場合は、所属長までの意見を聴取し、参考とすることができる。ただし、所属長が不在の場合には課長補佐までの意見聴取でも可とする。

(平成26年3月10日・一部改正)

(議事録)

第9条 議事録は幹事及び庶務以外の委員が持ち回りで作成し、税務部内各課の係長(以下「係長」という。)(各課1名以上)及び税務部内各課の課長補佐(以下「課長補佐」という。)に供覧し、所属長が承認したものを部長に報告し、庶務の属する課で保存する。

- 2 議事録は必要があれば各課の判断で、課内で回覧することができる。

(平成26年3月10日・平成30年4月1日・一部改正)

(決定事項の承認)

第10条 委員会の決定事項は、係長、課長補佐、所属長及び部長の決裁を受けた後に実施する。ただし、緊急の場合については、所属長及び部長の承認を受けて実施できるものとする。

- 2 前項ただし書きで実施した事項については、すみやかに係長及び課長補佐

に報告する。

- 3 委員会が簡易な事項であると判断したものについては、庶務の属する課内及び部長の決裁を受けて実施することができる。ただし、その場合には議事録にその旨必ず記載することとする。

(平成26年3月10日・平成27年4月1日・平成30年4月1日・一部改正)

(報告)

#### 第11条 削除

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

第3条及び第7条中の任期は、当分の間、前年12月から翌年の3月までの16か月とする。(平成16年1月1日施行・平成23年12月15日改正)

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。